

令和5年第1回
利根町議会定例会会議録 第1号

令和5年3月2日 午前10時開会

1. 出席議員

2番	山崎 誠一郎 君	8番	井原 正光 君
3番	片山 啓 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	大越 勇一 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	石井 公一郎 君	11番	船川 京子 君
6番	石山 肖子 君	12番	新井 邦弘 君
7番	花嶋 美清雄 君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜章 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総 務 課 長	青木 正道 君
政 策 企 画 課 長	布袋 哲朗 君
財 政 課 長	蜂谷 忠義 君
防 災 危 機 管 理 課 長	亀谷 英一 君
税 務 課 長	大越 達也 君
住 民 課 長	松永 重生 君
福 祉 課 長	三好 則男 君
子 育 て 支 援 課 長	花嶋 みゆき 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	狩谷 美弥子 君
生 活 環 境 課 長	飯田 喜紀 君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長	松本 浩睦 君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大越 聖之 君
建 設 課 長	中村 敏明 君
ま ち 未 来 創 造 課 長	清水 敬子 君
会 計 課 長	本谷 幸洋 君
学 校 教 育 課 長	中村 寛之 君

生涯学習課長 桜井保夫君
指導課長 丹 晴 幸 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 宮 本 正 裕
書 記 荒 井 裕 二
書 記 辰 尾 尚 美

1. 会議録署名議員

6 番 石 山 肖 子 君
7 番 花 嶋 美 清 雄 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和5年3月2日（木曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の件
日程第3 代表質問
日程第4 報告第2号 利根町土採取事業規制条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第5 議案第2号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第6 議案第3号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第4号 利根町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
日程第8 議案第5号 利根町地域公共交通活性化協議会条例
日程第9 議案第6号 利根町総合振興計画条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第7号 利根町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第8号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第12 議案第9号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第13 議案第10号 利根町通学区域審議会条例を廃止する条例
日程第14 議案第11号 利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例

- 日程第15 議案第12号 利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号 利根町教育支援委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第18 議案第15号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第16号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第17号 令和4年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第18号 令和4年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第19号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第20号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第24 議案第21号 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第22号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第23号 令和5年度利根町一般会計予算
- 日程第27 議案第24号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 令和5年度利根町営霊園事業特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 令和5年度利根町介護保険特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 令和5年度利根町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 委員会提出議案第1号 利根町議会の個人情報保護に関する条例
- 日程第34 委員会提出議案第2号 利根町議会会議規則
- 日程第35 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第36 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 代表質問
- 日程第3 代表質問
- 日程第4 報告第2号
- 日程第5 議案第2号
- 日程第6 議案第3号
- 日程第7 議案第4号
- 日程第8 議案第5号
- 日程第9 議案第6号

- 日程第10 議案第7号
- 日程第11 議案第8号
- 日程第12 議案第9号
- 日程第13 議案第10号
- 日程第14 議案第11号
- 日程第15 議案第12号
- 日程第16 議案第13号
- 日程第17 議案第14号
- 日程第18 議案第15号
- 日程第19 議案第16号
- 日程第20 議案第17号
- 日程第21 議案第18号
- 日程第22 議案第19号
- 日程第23 議案第20号
- 日程第24 議案第21号
- 日程第25 議案第22号
- 日程第26 議案第23号
- 日程第27 議案第24号
- 日程第28 議案第25号
- 日程第29 議案第26号
- 日程第30 議案第27号
- 日程第31 議案第28号
- 日程第32 議案第29号
- 日程第33 委員会提出議案第1号
- 日程第34 委員会提出議案第2号
- 日程第35 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第36 休会の件

午前10時00分開会

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和5年第1回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（新井邦弘君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

陳情1件受け付けております。また、監査委員より令和4年11月分から令和5年1月分の現金出納検査の結果報告がありました。

次に、閉会中において、会議規則127条の規定により、2件の議員派遣を行いました。1件目は、2月2日木曜日に水戸市において開催された町村議会議長会主催による自治研究会に8名の議員を派遣しております。2件目は、2月7日火曜日にICT化特別委員会を高萩市に派遣しております。それぞれの写しをタブレットに掲載しております。

ここで、ICT化特別委員会委員長の報告を求めます。

ICT化特別委員会山崎誠一郎委員長。

〔ICT化特別委員会委員長山崎誠一郎君登壇〕

○ICT化特別委員会委員長（山崎誠一郎君） おはようございます。ICT化特別委員会委員長の山崎でございます。

それでは、先日、実施しました高萩市役所への視察について、ICT化特別委員会の派遣報告を行います。

令和5年2月7日火曜日でしたが、我々ICT化特別委員会の委員7名に加え、議会事務局2名、政策企画課2名同行の下、高萩市のAIを活用したバスについて視察してまいりました。

まず、視察先の選定理由ですが、AIを活用した呼び出し型最適経路バスの導入により、利用者数が徐々に増え、公共交通及び交通弱者の利便性の向上が図られたと新聞報道やインターネットで目にしたからでございます。

高萩市による説明では、マイカー時代により、公共交通利用者が減少し、それに伴い事業経営が圧迫され、路線や便数も減少していき、それに比例して、さらに利用者数が減少するといった悪循環が生じていたとのことでした。

対策としまして、AIを活用したバス導入の検討を始め、令和3年7月から試験的に運行し、試行錯誤を経て、令和4年10月から、昨年10月ですね、その愛称を「マイ・ライドのるる」として本格的に運行を開始したとのことでした。

利用者が多い通勤・通学時間帯と夜の時間帯は通常の路線バスを運行し、日中の利用者が少ない時間帯をAIを活用したバス「マイ・ライドのるる」に切り替えて運行するということで、利用者の利便性を向上させたとのことでした。

この「マイ・ライドのるる」は、利用者がスマートフォンの専用アプリもしくは電話で、利用したいときに好きな場所へ呼び出すことができる新しいバスであります。利用者の予約に応じてAIが多数の乗降場所の中から最適な乗降ルートや時間を計算し、バスが利用者を迎えに行くシステムであります。利用料金は1乗車当たり大人300円、子供150円で、高齢者や通学者を対象とした割引制度もございました。

我々も、実際にこの「マイ・ライドのるる」に乗車してまいりました。そこで乗車していた利用者の方にこのバスについてお聞きしたところ、買物やお出かけの際に利用してい

るが、とても便利ですとおっしゃっていました。

なお、高萩市では、この「マイ・ライドのるる及び専用アプリ」の利用促進のために、65歳以上の高齢者を対象にスマートフォン購入費補助金を実施しているとのことでありました。ちなみに、この「マイ・ライドのるる」は、公共交通会議の合意を得て、高萩市と茨城交通が協定を締結して実施しているとのことでした。このことにより、1日当たりの乗客数が増え、生産性が向上し、地域路線バスの持続可能性を高めることにもつながっているようであります。

この視察を通しまして、AIを活用したバスについて調査研究することができました。お忙しい中、御説明をいただきました高萩市の皆様に、この場をお借りして御礼を申し上げます。

なお、この4月には統一地方選挙があり、利根町も町議会議員の選挙となります。我々の任期も迫っておりますので、このICT化特別委員会の調査をここで終了としますが、本ICT化特別委員会の設置及び立ち上げの主たる目的は、利根町議会議長年の懸案であったタブレットの導入、ライブ中継の実施でありました。コロナにおける交付金の活用により、タブレット及びライブ中継を開始することができました。そして今後は、DX・デジタルトランスフォーメーションが行政の重要な役割を果たすことになると思います。まさに行政DX・自治体DXと呼ばれるものであります。

国のDX導入の目的には三つの大きな目標があると思っております。

一つ目としましては、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させる。二つ目としまして、デジタル技術やAI等の活用により行政業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる利便性の向上につなげていく。三つ目としまして、データ様式、書類の統一化を図り、多様な情報を円滑に流通させることと言われております。

これから本格的に進展するデジタルトランスフォーメーションに対し、利根町としては他自治体に遅れることのないよう、行政だ、議会だと言っている場合ではなく、利根町として取り組み、発展させていかなければならないと思っております。

4月の町議会選挙後には、新たに本格化するICT化の波に遅れることのないよう、新メンバーによるICT化特別委員会が再度、速やかに立ち上がることを祈念いたしまして、委員長報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 委員長報告が終わりました。

本日の議事日程は会議システムに掲載したとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、

6番 石山 肖子 議員

7番 花嶋 美清雄 議員

を指名いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第2，会期の件を議題とします。

今定例会の会期案について申し上げます。

会期中に、議員が新型コロナウイルスの陽性者または濃厚接触者等に該当し、入院や自宅待機となった場合、本会議を開けず、会期延長の議決もできずに会期最終日を迎えると、議決されていない議案については審議未了により廃案となります。これを避けるため、自宅待機等の期間を考慮し、28日までとしたものです。ただし、今定例会の会議に付された事件の全てが終了した時点で、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。

それではお諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月28日までの通算27日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、会期の内訳はタブレットに掲載したとおりです。

○議長（新井邦弘君） 審議に入るに当たり、施政方針及び提出議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さん、おはようございます。令和5年第1回利根町議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

初めに、先月6日、トルコ南東部のシリア国境付近を震源とする地震とその余震により、多数の貴い命が失われました。この場をお借りして犠牲になられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆さんに心よりお見舞いを申し上げます。また、一日も早く被害に遭われた方々が以前のような平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、心からお祈りを申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、令和5年度予算をはじめ上程いたしました議案について御審議いただくこととなりますが、提出議案などの説明に先立ち、私の町政に対する基本方針と施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてです。

国内で初めて感染が確認されてから、3年が経過いたしました。マスクの着用の考え方

の見直しや感染症法の位置づけの見直しなど、感染拡大前の日常を取り戻す動きが加速しております。

内閣府が公表した2月の月例経済報告によりますと、「このところ一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直している」と基調判断を据え置いておりますが、先行きについては、「ウイズコロナ禍の下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される」としています。制限が少しずつ緩和されていく中で、町といたしましても、感染状況に応じた感染防止対策を講じながら、地域経済の活性化に向け、各種施策に取り組んでまいります。

それでは、令和5年度当初予算の概要につきまして申し上げます。

令和5年度の予算編成に当たっては、予算編成方針を次のようにしております。

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化及び少子高齢化や人口減少社会の急速な進展により、自主財源の太宗をなす町税が減収する一方で、高齢化の進展による社会保障経費が増加するという構造的な収支不均衡が顕在化している中、公共施設の改修等も予定されている。限られた財源と人員を有効に活用し、情報提供などにより町民の行政への関心や参加意識を高め、スピード感を持って質の高い行政サービスを提供できるよう、併せて町民満足度の向上を図れるよう町政の展開に努めるものとする。

また、このような状況を共有しながら、第5次利根町総合振興計画に掲げる将来像である「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向け、第5次利根町総合振興計画前期基本計画の着実な推進、第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進、利根町過疎地域持続的発展計画の推進、利根町新行財政改革行動計画の推進、実態に即した予算要求、経常経費の削減、ウイズコロナ・アフターコロナ時代を見据えた取組、これら八つの方針を基本として予算の編成作業に当たらせてきたところでございます。

令和5年度一般会計の予算規模は64億9,525万2,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと2億8,185万5,000円の増、率にしますと4.5%の増となっております。

特別会計につきましては、六つの特別会計の総額は48億267万5,000円となり、前年度比4,152万円の増、率にしますと0.9%の増となっております。

続きまして、令和5年度の主要事業について、新規事業を中心に申し上げます。

茨城県の常住人口調査では、当町の総人口に占める65歳以上の割合である高齢化率は、令和5年1月時点で46.1%と県内でも2番目に高い状況にあります。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、その体制の整備に努めるのはもちろんのこと、健康寿命の延伸につながる取組は大変重要となっております。こうしたことから、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者医療広域連合から委託を受け、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」を昨年より開始しております。

低栄養や全身の健康状態にも影響するとされる口腔機能について、個別的支援や通いの場等への積極的な関与などを実施し、口腔機能向上に取り組んでいるところですが、今後はそれらに加えて、健康診査の結果などから分かった健康課題に対して個別的支援を行い、各課及び関係機関と連携を取りながら、一体的に高齢者の健康づくりへの取組を充実させていきたいと考えております。

続いて、農業振興関係です。

県営利根西部地区基盤整備事業につきましては、第2期地区の文小学校付近から利根中学校付近までの早尾、横須賀地区において、令和4年度に荒整地工事を行っている区域の令和6年の作付開始に向け、パイプライン敷設等の仕上げ工事と用水機場2か所の建設が行われます。また、南部地区につきましては、第1期地区の羽中地区より、荒整地工事に着手されることとなっています。

次に、商工関係です。

令和3年度から進めている「とねまち起業塾」は、先日、第2期生となる6名が卒業し、現在は令和5年度に実施する第3期生の募集に向けて準備を進めているところでございます。昨年度卒業した1期生の中には、既に町内の空き店舗を使って独立開業という夢をかなえた方もおり、起業塾での学びが早くも実を結んだことを大変うれしく思っております。今後も町の商業活性化を目指し、一人でも多くの方が起業の夢をかなえられるよう、町としても「空き店舗バンク制度」や「チャレンジショップ事業」などと併せ、包括的な創業支援を推進してまいります。

続きまして、道路整備関係です。

幹線道路の老朽化に伴い、利根川沿いの町道109号線及び立木地内の産業道路の舗装修繕を実施したいと考えております。

生活道路といたしましては、地元の皆さんの御理解、御協力をいただきながら、引き続き羽根野台の道路修繕、新たに布川台及び布川東の道路修繕に着手したいと考えております。また、町の幹線道路である町道112号線の道路拡幅工事を引き続き実施してまいります。令和5年度につきましては、立木地内の農免道路交差点から県道取手・東線の中谷交差点までの区間において、道路拡幅工事の調査費を予算計上しております。

次に、茨城県の事業ではございますが、町道103号線の延伸事業及び県道取手・東線バイパス事業につきましては、引き続き道路整備に向けた事業が進められることとなっております。

続きまして、防災関係でございます。

防災力の向上を目的に、防災アドバイザーを活用した職員の防災意識改革を行います。主な内容といたしましては、防災意識度調査による現状の把握、職員研修、役職別に防災アドバイザーによる防災講演の実施等を予定しております。徹底的に各部署で防災活動について考え、まずは職員から防災意識改革を図ってまいります。

次に、災害時の的確な情報収集を目的として、今年1月にドローン産業株式会社と大災害時における無人航空機の運用による支援活動による協定を締結したところでございますが、これにより、災害時にドローンによる上空からの情報収集が行えるようになりました。しかしながら、防災状況によっては、協定先の操縦者が不足する可能性があることから、人員を確保するため、町職員がドローンの操縦技術を習得し、さらなる災害対応の向上を図ってまいります。

次に、自主防災組織活動支援補助金につきましては、昨年11月に実施した自主防災組織と町による防災訓練で、26地区と多くの地区が参加いただきました。今後、全地区で自主防災組織をより活性化していただきたいと考え、地区のニーズに応えられるよう補助対象の幅を広げ、2万円を限度額とした補助金を新たに創設したいと考えております。

続いて、教育・生涯学習関係についてです。

全国的に、中学校の休日の部活動を地域の社会教育活動へと移行する取組が進められています。当町においても、令和4年度は、利根中学校における休日の運動部活動を年間10回「すぼかるとね」という名称で地域のスポーツ活動へと移行する取組を実施してまいりました。

令和5年度は、「すぼかるとね」の活動回数を年間20回まで増やすとともに、美術部や吹奏楽部を含めた文化部活動についても地域のクラブ活動とすることで、地域と一層連携した新たなスポーツ環境、新たな文化活動を持つ、全国的にも先進的な地域づくりを推進していきたいと考えております。

次に、令和5年度から1小1中体制となる利根町の学校教育を強みとして捉え、全町民が一丸となって町の学校教育の充実のために意見を出し合い、力を合わせながら、学校づくりに参画できる仕組みを持つ、いわゆるコミュニティ・スクールを令和6年4月に立ち上げるため、準備を進めてまいります。具体的には、利根町の学校教育に見識の深い人材をコミュニティ・スクール指導員として雇用し、利根町の教育資源となる地域の関係団体や地域人材を積極的に学校教育と結びつける取組を行い、これまで以上に地域と学校とが密接に結びついた、利根町ならではの学校づくりを推進してまいります。

学校施設につきましては、築39年が経過し、老朽化の進んでいる利根中学校屋内運動場の長寿命化改良工事に向けての設計業務を令和5年度に予定しております。これらは、学校施設の改善を図り、安全で安心な学習環境を確保することを目的としており、利根町学校施設長寿命化計画にのっとり事業を行っております。

次に、子育て世代である保護者の方々の経済的負担軽減を図ることを目的に、町内小中学校の児童生徒の保護者から徴収している給食費の2割を減額いたします。減額をした分の給食賄い材料費については町が負担することにより、学校給食の量と質はこれまでと同様に維持してまいります。

次に、利根町学校跡地体育施設事業につきましては、文小学校及び文間小学校の学校跡

地利活用について、「利根町学校跡地利活用方針」及び「利根町学校跡地利活用計画書」が取りまとめられました。この利活用方針に基づき、令和5年度から暫定活用として、体育館及びグラウンドを町民団体等へ地域の活動拠点及び地域住民が活用できる施設として開放し、地域の身近な生涯学習活動の場として提供することで、生涯スポーツ・生涯学習活動の普及振興を図ってまいります。

次に、鎌倉街道についてです。

鎌倉街道は、貴重な町の歴史遺産として、平成16年12月2日に町の指定文化財として指定されました。鎌倉街道に町内外から来訪者がいらした際、安心して街道内を散策していただけるよう利便性を図ることを目的に、周辺景観に配慮した上で、環境整備として簡易トイレを設置いたします。引き続き美しい自然環境に恵まれた鎌倉街道を魅力あふれる地域の文化財として発信できるよう、文化財の保存・活用を推進してまいります。

続きまして、総務行政一般について申し上げます。

平成30年8月から検討を始めた自治基本条例も、検討委員の皆様の御協力により、これまでに28回の会議と住民説明会、パブリックコメントを経て、令和4年12月議会において全会一致で可決され、本年4月1日より施行いたします。この条例の基本理念である協働によるまちづくりの実現のため、町民に対する積極的な情報提供や附属機関等における公募委員の募集等、町民参加の推進に努めてまいります。

次に、役場庁舎の大規模改修についてです。

町役場庁舎は、行政の中核であるとともに、被災時には防災拠点としての重要な機能を担い、また、町民をはじめ数多くの人々が訪れる町民交流の場としての機能を有するなど、町の中心施設となっております。

平成元年の建設から35年が経過し、老朽化が課題となっていることから、施設の雨漏り対策の屋上防水工事や外壁の改修工事、空調設備・電気設備機器についても、庁舎機能の維持や安全確保のため、令和5年度、令和6年度の2か年で大規模改修工事を実施いたします。

次に、定住促進につきましては、移住定住PR動画を活用し、ヤフーのバナー広告やYouTubeのインストリーム広告といったウェブ広告を実施するとともに、東京都内で開催する対面式の移住相談会にブースを出展し、PRを行ってまいりました。令和5年度については、新たに移住促進パンフレットを作成し、積極的に移住相談会にブースを出展するなど、さらなる効果的なPRを図ってまいります。

また、令和5年度より、「利根町結婚新生活支援事業補助金」を新設し、若い新婚世帯の定住促進を図ってまいります。本補助金は、婚姻に伴う住宅取得費用や住宅賃貸費用等を補助するものであり、補助金額は、夫婦ともに29歳以下の場合には最大60万円、夫婦共に39歳以下の場合には最大30万円で、いずれも世帯所得500万円未満であることが要件となっておりますが、これにより、婚姻に伴う経済的負担を軽減することで、定住へとつなげて

いきたいと考えております。

次に、学校跡地利活用につきましては、令和4年度に利根町学校跡地利活用検討委員会の皆様の御意見と住民アンケートを基に検討を行い、住民説明会、パブリックコメントを経て、文小学校は主に町内外から人が集まる複合施設として、文間小学校は主に総合教育センターとして利活用するという方針が取りまとめました。

校舎の利活用については、法律の関係もありまして、改修工事が必要となってくるので、令和5年度に設計、令和6年度に改修工事を行い、令和7年度から新しい施設として町民の皆様に御利用いただけるよう進めてまいります。先ほども申し上げましたが、グラウンドと体育館については改修工事等が必要ないため、令和5年度より暫定活用として町民の皆様に開放できるよう準備を進めているところです。

次に、地域おこし協力隊についてです。

こちらは、都市地域から過疎地域等に移住する方を地域おこし協力隊として委嘱し、町の問題解決のための取組や隊員自ら企画した事業等を行っていただくことで、定住と地域活性化を図るものです。

当町においては、令和3年度以降、募集を行っておりませんでした。地域課題を解決し、地域を活性化していくためには、やはり町外の方の視点や熱意と行動力をもって地域活動を行っていただける地域おこし協力隊の協力が必要であると考え、令和5年度より募集を行ってまいります。

次に、自治体DX推進事業につきましては、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化、行政サービスのさらなる向上を目指し、専門知識とノウハウを持った民間のデジタル専門人材を受け入れ、デジタル化を推し進めてまいります。また、文小学校跡地の利活用方針の一つに、町内外から人が集まる施設が挙げられており、若者から高齢者まで幅広い世代が交流しながら気軽にデジタルに触れていただけるeスポーツ施設について調査・検討するため、住民アンケートを実施してまいります。

次に、公共交通対策です。

公共交通の課題への対応を図る観点から、よりよい公共交通施策の目指すべき方針を設定するとともに、町の公共交通であるタクシーや路線バスに加え、町が運行するふれ愛タクシーや福祉バス、また、社会福祉協議会が行っている福祉有償運送を含めた地域公共交通の在り方の方向性を示す必要があります。さらには、今後も続く人口減少や高齢化に伴い、多様化する利用者のニーズに対し、需給バランスの取れた効果的かつ効率的な運行が求められていることから、将来を見据えた地域公共交通サービスを構築する地域公共交通計画を策定してまいります。

以上、令和5年度の主な事業について、新規事業を中心に申し上げました。

昨日、町内小学校3校の閉校記念式典が挙行政され、文小、布川小、文間小の校旗がそれ

ぞれ町に返還されました。そして、本年4月には「利根小学校」が開校いたします。また、先ほども申し上げましたが、本年4月1日からは、まちづくりの基本的な考え方や町政運営の基本的なルールを定めた「利根町みんなのまち基本条例」が施行されます。当町にとって、新たな一步を踏み出す年になると思います。総合振興計画に掲げるまちづくりの将来像「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」実現に向け、住民協働でまちづくりを進めていきたいと考えております。

今後も、創意・工夫した施策に全力で取り組んでまいりますので、議員各位及び町民の皆様には御理解とより一層の御協力をお願いを申し上げまして、令和5年度の施政方針といたします。

続きまして、本日提案しました議案の概要について説明いたします。

本定例会に提出いたしました議案は、令和5年度当初予算をはじめ、条例の制定や一部改正、また、令和4年度補正予算など、合計29件であります。

報告第2号は、利根町土採取事業規制条例の一部を改正する条例の専決処分についてで、地方自治法及び町長の専決処分の指定に関する条例の規定により報告するものでございます。

議案第2号は、利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例で、人事院勧告に基づき、職員等の期末手当及び勤勉手当の支給率の規定を改め、また、行政職給料表、医療職給料表（一）、医療職給料表（三）及び特定任期付職員給料表を改めたいので提案するものでございます。

議案第3号は、利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例で、国家公務員法の改正により、育児休業の取得回数制限の緩和及び育児参加のための休暇の対象期間の拡大が図られることから、町においても同様の対応を図る必要があるため、規定を改めたいので提案するものでございます。

議案第4号は、利根町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例で、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、改正された情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づき、個人番号カードを利用する方法により手続等を行うために必要な事項等を改めたいので提案するものでございます。

議案第5号は、利根町地域公共交通活性化協議会条例で、地域公共交通計画の作成及び実施に関し、必要な協議を行うとともに、地域における需要に応じた旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進及び地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会を設置したいので提案するものでございます。

議案第6号は、利根町総合振興計画条例の一部を改正する条例で、総合振興計画と総合戦略は、町の将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するという方向性が一致していることから、総合振興計画後期基本計画を一体的な計画として策定し、また、利根町総合振興計画条例と利根町振興計画審議会条例が一体となった条例としたいので提案するもので

ございます。

議案第7号は、利根町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例で、利根町男女共同参画推進委員会の構成委員見直しに伴い、公募する町民の人数を明確にするため、利根町男女共同参画推進条例の一部を改めたいので提案するものでございます。

議案第8号は、利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、町の基準を改めたいので提案するものでございます。

議案第9号は、利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、町の基準を改めたいので提案するものでございます。

議案第10号は、利根町通学区域審議会条例を廃止する条例で、令和5年度に小学校が3校から1校に統合することにより、通学区域を設定する必要がなくなったため、利根町通学区域審議会条例を廃止したいので提案するものでございます。

議案第11号は、利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例で、令和5年度の小学校統合に伴い、文小学校、文間小学校跡地を利用した運動場及び体育館を、町民の自主的な活動、交流の促進、生涯学習の推進を図る目的で、利根町学校跡地体育施設の設置及び管理について、条例を制定したいので提案するものでございます。

議案第12号は、利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で、エレベーター設置により、部屋の床面積が縮小するため、使用料金を改めたいので提案するものでございます。

議案第13号は、利根町教育支援委員会条例の一部を改正する条例で、令和5年度の小学校統合に伴い、学校教育関係者が減員するため人数を改め、また、調査審議を進める上で幅広く福祉関係者の意見を聴取する必要があることから、規定を改めたいので提案するものでございます。

議案第14号は、令和4年度利根町一般会計補正予算（第8号）で、歳入歳出それぞれ7,887万4,000円を減額し、総額を69億9,790万4,000円とするもので、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債について補正するものであります。

議案第15号は、令和4年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）で、事業勘定については、歳入歳出それぞれ1億7,819万7,000円を減額し、総額を19億7,513万3,000円に、また、施設勘定については、歳入歳出それぞれ350万円を追加し、総額を1億6,543万7,000円とするもので、歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものであります。

議案第16号は、令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ1,246万8,000円を減額し、総額を2億8,730万2,000円とするもので、歳入歳

出予算，繰越明許費，地方債について補正するものであります。

議案第17号は，令和4年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）で，事業に要する経費に変更はなく，財源内訳を変更するものであります。

議案第18号は，令和4年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）で，歳入歳出それぞれ2,221万円を追加し，総額を17億2,101万1,000円とするものであります。

議案第19号は，令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）で，歳入歳出それぞれ302万円を減額し，総額を5億9,636万7,000円とするものであります。

議案第20号は，町道路線の認定及び廃止についてで，道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により，利根町道路線を認定及び廃止したいので提案するものでございます。

議案第21号は，利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定についてで，利根町民すこやか交流センター条例第11条の規定により，指定管理者による管理を行わせるため，地方自治法第244条2第6項の規定により提案するものでございます。

議案第22号は，布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてで，利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例第13条の規定により，指定管理者による管理を行わせるため，地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

議案第23号は，令和5年度利根町一般会計予算で，総額を歳入歳出それぞれ64億9,525万2,000円とするもので，対前年比では2億8,185万5,000円の増，率にして4.5%の増となります。

議案第24号は，令和5年度利根町国民健康保険特別会計予算で，事業勘定については，総額を歳入歳出それぞれ20億382万4,000円とするもので，対前年同期比9,322万7,000円の減，率にして4.4%の減となります。また，施設勘定については，総額を歳入歳出それぞれ1億3,374万1,000円とするもので，対前年度比486万1,000円の減，率にして3.5%の減となります。

議案第25号は，令和5年度利根町公共下水道事業特別会計予算で，総額を歳入歳出それぞれ3億75万7,000円とするもので，対前年度比1,799万2,000円の増，率にして6.4%の増となります。

議案第26号は，令和5年度利根町営霊園事業特別会計予算で，総額を歳入歳出それぞれ616万5,000円とするもので，対前年度比2,435万4,000円の減，率にして79.8%の減となります。

議案第27号は，令和5年度利根町介護保険特別会計予算で，総額を歳入歳出それぞれ17億834万4,000円とするもので，対前年度比8,909万8,000円の増，率にして5.5%の増となります。

議案第28号は，令和5年度利根町介護サービス事業特別会計予算で，総額を歳入歳出それぞれ1,617万5,000円とするもので，対前年度比303万7,000円の増，率にして23.1%の増となります。

議案第29号は、令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ6億3,366万9,000円とするもので、対前年度比5,383万,5000円の増、率にして9.3%の増となります。

以上、提出議案の概要について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から御説明いたしますので、お手元の議案書により御審議の上、何とぞ適切なる御判断を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 施政方針及び議案の総括説明が終わりました。

次の日程に入る前に、代表質問について申し上げます。この代表質問は、会議規則第61条の2の規定により、会派を代表する議員が町長の施政方針及び所信表明に対し質問できるとされております。

○議長（新井邦弘君） それでは、日程第3、代表質問を行います。

会派、令和デモクラシー代表者五十嵐辰雄議員。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

○9番（五十嵐辰雄君） 利根町議会会派令和デモクラシーを代表いたしまして、五十嵐辰雄が質問いたします。

ただいま佐々木町長から令和5年度の町政に対する基本方針並びに予算について説明がありました。新型コロナウイルス感染症による影響の長期化及び少子高齢化や人口減少の急速な進展に立ち向かい、下降するトレンドを反転させなければなりません。

施政方針については、限られた財源と人的資源を有効に活用し、町民の行政への関心や参加意識を高め、町民の目線に立ってスピード感を持ってそれぞれの事業を積極的に進めています。さらに、佐々木町長は、様々な行政需要に対しても対話型行政により真に町民が求めている行政需要を的確に把握し、予算措置を講じています。

町長から質問の機会を与えていただきましたので、何点かの質問をいたします。

1としまして、利根町の最上位の計画に位置する第5次利根町総合振興計画前期計画の着実な推進です。

次に、第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略を実行しています。国でも昨年末より少子化対策は次元の異なる対策として位置づけ、最優先の政治課題として総動員して取り組んでいます。ただいま申し上げました、第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略によると、人口については、将来人口推計で2040年には9,192人、2050年には6,747人と推計しています。この数値は、国立社会保障・人口問題研究所の資料で精度は極めて高い数字です。人口減少に寄ると、社会全体の機能が疲弊してしまいます。利根町に限らず、これは国難であります。国の存亡の危機でもあります。なぜならば、人口は国力の源泉です。社会保障の持続性を左右します。現在、出口の明かりが見えない状況です。

町長にお尋ねします。人口減少が地域社会に及ぼす影響について御所見をお尋ねします。

2としまして、次に、農業の競争力の強化、担い手の育成の視点から現在行われている基盤整備事業についてです。

利根西部地区基盤整備事業に4,600万円、利根南部地区基盤整備事業に1,892万5,000円の予算を計上しております。農業は、利根町の基幹産業です。農業従事者の減少、圃場整備の遅れから、非効率的で汎用性等の悪質条件が重なり、後継者不足が起きています。基盤整備事業は、農地の大区画化と担い手への農地の集約が図られます。

そこで、目標とする担い手の集積状況、それから基盤整備事業の年次計画の概要についてお尋ねします。

3としまして、小学校の統合です。

4月から新しい利根小学校が開校します。予算書には、学校跡地利活用事業として、旧文小学校用途変更設計業務委託、旧文間小学校用途変更設計業務委託、それぞれに895万4,000円の予算計上です。ここには、旧東文間小学校については予算計上がされていません。これは、利活用の範疇にはないのでしょうか。

ここで、用途変更設計業務委託の内容ですが、どのような用途を考えていますか。それに、旧東分間小学校の利用についても併せてお尋ねします。

4については、都市計画法に基づく用途地域区分についてですが、利根町は、昭和45年11月25日に定めています。既に半世紀を超えています。社会情勢はこの間、さま変わりしています。調整区域の学校跡地利用については、用途を変更しない限り、利活用には限界があります。現在の都市計画法の用途区分は、13区分あります。利根町の用途区分は、6区分であります。この半世紀、53年も用途変更、用途区分してからたっています。その間、利根町の都市構造は相当大きく変わりました。現在の産業もベンチャー企業等が相当出てきまして、産業構造も変わりました。

そこで、こういった古い用途区分では、新しい事業活動に非常に制約されます。用途地域についての町長の御所見をお尋ねします。

5番目の最後でございますが、少子高齢化については、昨年の出生数が80万人を下回り、この問題は、自治体だけでは解決できない問題です。町では、これまで少子化対策に力を入れて取り組んでまいりました。

そこで町長にお尋ねしたいのは、子ども・子育て環境整備についてお尋ねいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 質問に対する答弁を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、令和デモクラシー五十嵐議員の質問にお答えをいたします。

まず、人口減少が地域社会に及ぼす影響についてですが、議員おっしゃるとおり、町で

は現在、第5次利根町総合振興計画、第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略を実現するため、全力で取り組んでいるところでございますが、人口減少、少子高齢化に歯止めがかからない状況でございます。

国におきましては、子供予算倍増と異次元の少子化対策を表明するなど、日本全体で人口減少は大変大きな問題であると認識しております。人口減少により、小売や飲食店など生活関連サービス業の撤退、地域公共交通の撤退や縮小、空き家や空き店舗、耕作放棄地の増加など様々な影響があると考えております。

当町におきましては、児童数、出生数が減少する中、小学校統合を決断し、また、地域公共交通におきましては、既存のバス事業者が減便する中、高齢者の移動手段の確保のため、ふれ愛タクシーや福祉バスの増車を行ってまいりました。人口減少、少子高齢化により様々な影響が出てきておりますので、第5次利根町総合振興計画後期計画や公共交通計画の策定においても、町民のニーズを取り入れながら少子高齢化対策を最重要課題と位置づけ、これまでにない新しい施策に取り組んでいければと考えております。

次に、基盤整備における担い手への集積率・事業の年次計画についてお答えいたします。

県営利根西部地区及び南部地区基盤整備事業における、目標とする担い手への集積率でございますが、両地区ともに中心経営体への農地集積の割合によって助成を受けることができる中心経営体農地集積促進事業を活用し、工事費の受益者負担が実質ゼロ%となるよう集積率75%を目標としております。

事業の年次計画でございますが、西部地区につきましては、令和3年度、羽根野地区から工事を実施し、現在、羽根野地区の仕上げ整地、横須賀地区の荒整地を実施しております。今後は、横須賀から西へ、下井、下曾根、上曾根、押付新田、そこから東へ、布川、中田切と工事を進め、令和11年度の完了を目指しているところでございます。南部地区につきましては、令和5年度、羽中地区から工事を実施し、布川地区に向かって工事を進め、令和10年度の完了を目指しております。

次に、用途変更設計業務委託の内容と旧東文間小学校の扱いについてですが、用途変更設計業務委託の内容につきましては、昨年度決定しました文小学校と文間小学校の跡地利活用方針に基づき、施設の用途変更に伴う改修工事を実施するための設計業務になります。文小学校につきましては、健康増進施設、子育て世帯の支援・交流の施設などの複合施設として、また、文間小学校につきましては、総合教育センターを中心とした教育・学習支援施設として、令和7年度の開設を予定しております。

旧東文間小学校につきましては、平成20年3月に文間小学校と統廃合により廃校となり、この跡地を町の活性化につながる民間施設の誘致を含めた有効活用を検討してきたところでございます。引き続き、旧東文間小学校跡地の利活用につきましては、現状での貸出しまたは売却について進めていきたいと考えております。

次に、都市計画の用途変更についてですが、当町は、首都圏整備法の近郊整備地帯に指

定されていることから、都市計画法に基づき、昭和45年11月25日に市街化区域と市街化調整区域外との区域区分をする、いわゆる線引きを行っております。その後、昭和59年に早尾台、羽根野台、フレッシュタウン及びニュータウンを市街化区域に編入し、平成16年には四季の丘地区を編入しており、昭和45年の当初の線引き以降、住宅団地の開発による人口増加に伴い、2度線引きの見直しを行ってきたところです。

線引きの見直しにつきましては、都市計画法及び関係法令のほか、国の都市計画運用指針に基づき行うこととなりますが、この都市計画運用指針においての市街化区域に設定する際の考え方として、まず、既成市街地に連続していることや現に相当程度、住宅化している区域であること、さらに、既成市街地と連続しない新市街地を市街化区域として設定する際は、一つの独立した市街地を形成するに十分な規模の区域とし、その規模はおおむね50ヘクタール以上とし、周辺における農業等の土地利用の支障のない区域とするなどと示されております。

これらのことから、文小学校、文間小学校及び旧東文間小学校につきましては、それぞれ市街化調整区域の中心部に立地しており、市街化区域に編入し、用途地域を定めることは困難であると考えております。

今後、学校跡地を含めた市街化調整区域内の土地利用につきましては、都市計画法の市街化調整区域の立地基準に適合する利活用を、開発行為等の許可機関であります茨城県と適宜協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、子育て環境整備についてですが、先ほども少し触れましたが、国におきましては、岸田内閣総理大臣が年頭の記者会見で掲げた、異次元の少子化対策を行うとしており、本年4月にはこども家庭庁が創設され、子供政策の強化が図られてまいります。具体的な支援策につきましては、6月の骨太方針までに将来的な子供予算についての大枠が提示されると思われますので、町におきましても、国の動向を注視しながら事業を検討してまいりたいと考えております。

町では、子供たちにとってよりよい教育環境となるよう、小学校の統合を進めてまいりました。出生数の減少から、今後の学校の小規模化によって生じる教育指導上及び学校運営上の課題が一層顕在化することが懸念され、よりよい教育環境の整備や教育の質を向上させることが喫緊の課題となっております。

少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて、慎重に審議を重ねながら小学校統合を進め、来月には利根小学校が開校します。統合後の利根小学校は、文部科学省指定の教育課程特例校として、小学校1年生から英語の授業が受けられる、他市町村に負けない魅力ある教育課程を持った学校となります。また、国際化社会に向けた教育として、利根町生涯学習センターにおいて、遊びながら英語に親しむことをテーマに、町内の小学生を対象に英語教室を月2回程度開催しており、英語教育に力を入れた事業を実施しております。

そのほかにも、町内小中学校の給食費について、児童生徒の保護者から徴収させていた

だいている給食費の2割を減額し、子育て世代である保護者の方々の経済的負担軽減を図ってまいります。

また、小学校の統合に併せて、児童クラブの受入れ等につきましても、下校のバスに乗って児童クラブまで移動ができるようになるため、空きがあるクラブに入級できることにより、待機児童が発生することなく預かれる体制となっております。保育所等の預かり関しましても、子ども・子育て支援計画に基づき、教育・保育の利用見込み量を推計し、入所可能な児童数の定員を各園に設定していただいております。待機児童が発生することなく入所可能となっております。

さらに、病児保育につきましても、保護者が安心して働くことができるよう、受入れ対象年齢を小学校3年生までから小学校6年生までに拡大し、利用料金も1日利用のほかに半日利用を新たに設定し、より利用しやすくいたしました。

来年度には、第3期子ども・子育て支援計画の策定に伴う子育て家庭の状況と、子ども・子育て支援に関するニーズを把握するためのアンケート調査を実施いたします。これにより保護者が必要としている支援等を把握し、令和6年度に計画書を策定してまいります。引き続き、よりよい子育て環境を整備していくことにより、少子化対策につながればと考えております。

○議長（新井邦弘君） 代表質問が終わりました。

暫時休憩といたします。再開を11時20分とします。

午前11時09分休憩

午前11時20分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第4、報告第2号 利根町土採取事業規制条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。

飯田生活環境課長。

〔生活環境課長飯田喜紀君登壇〕

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、報告第2号 利根町土採取事業規制条例の一部を改正する条例の専決処分について補足して御説明申し上げます。

この条例の専決処分は、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第2号参考資料を御覧ください。

専決処分の理由でございますが、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の改正に伴い、条文中の引用条項及び名称が改正されたため、町の条文も伴って改正したものでござい

す。

新旧対照表を御覧ください。

第2表第10号を次のように改める。宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による許可に係る宅地造成等に関する工事として行う土採取事業。附則といたしまして、この条例は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）の施行の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 報告が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 日程第5、議案第2号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例から日程第16、議案第13号 利根町教育支援委員会条例の一部を改正する条例までの12件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第2号から議案第4号について、青木総務課長。

〔総務課長青木正道君登壇〕

○総務課長（青木正道君） 議案第2号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づき職員等の期末手当及び勤務手当の支給率の規定を改め、また、行政職給料表、医療職給料表（1）、医療職給料表（3）及び特定任期付職員給料表を改めたいので提案するものでございます。

この条例の構成でございますが、第1条、第2条では利根町職員の給与に関する条例を、第3条、第4条では利根町特別職の給与で常勤のもの給与及び旅費に関する条例を、第5条、第6条では利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の三つの条例をそれぞれ改正するものでございます。また、一つの条例につき2条に分かれて改正されておりますのは、それぞれ施行期日が違うためでございます。

それでは、参考資料1から順に御説明申し上げます。

初めに、参考資料1、利根町職員の給与に関する条例新旧対照表をお願いいたします。

第1条になります。表中の第21条の勤務手当の改正につきましては、第2項第1号の規定により、勤勉手当率の上限が一律だったものを、改正案では、6月の支給分は現行のままとし、12月支給分については100分の105に、また、括弧内の特定幹部職員については100分の125に改めるものでございます。

同項第2号の改正につきましては裏面を御覧ください。第1号と同様に、再任用職員の勤務手当について、6月の支給分は現行のままとし、12月の支給分を100分の50に、また、括弧内の特定幹部職員につきましては100分の60に改めるものでございます。

次に、別紙第2の行政職給料表と別紙第3、医療職給料表（1）及び医療職給料表（3）の改正でございます。

次のページをお願いいたします。

次のページ以降に、それぞれ別記1から別記3として新旧対照表を添付しております。

別記1の行政職給料表でございますが、下線部分が改正となるわけでございます。現行と改正案を比較していただくと分かりますよう、課長級となる6級の改正はございません。5級では7号級まで、4級は15号級までというように、若年層部分について1級まで上げが行われます。別記2、別記3につきましても同様に、若年層部分について上げを行うことになっており、平均で0.3%を引き上げる改正となっております。この改正は、附則第2項の規定により、令和4年4月1日に遡り適用するものでございます。

次に、参考資料2をお願いいたします。

第2条関係になります。第21条の勤勉手当の改正でございますが、改正本則の第1条による改正で、一律であった勤勉手当率の上限を6月と12月にそれぞれ分配していたわけですが、今度はそれを100分の100に、また括弧内の特定幹部職員につきましては100分の120に、再任用職員につきましては裏面になります。100分の47.5に、括弧内の特定幹部職員につきましては100分の57.5に、再度一律に改めるものでございます。この改正は、附則第1項の規定により、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、参考資料3、利根町特別職の職員で非常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表をお願いいたします。

第3条関係になります。表中の第5条の期末手当でございますが、支給率が一律だったものを、改正案では6月支給分は現行のままとし、12月支給分につきましては100分の167.5に改めるものでございます。この改正は、附則第2項の規定により、令和4年4月1日に遡り適用するものでございます。

次に、参考資料4をお願いいたします。

第4条関係になります。表中の第5条の期末手当の改正でございますが、改正本則第3条で一律であった期末手当の支給率を6月と12月にそれぞれ分配していたわけですが、今度はそれを100分の165に再度一律に改めるものでございます。この改正は、附則第1項の規定により、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、参考資料5、利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例新旧対照表をお願いいたします。

第5条関係になります。表中の第7条の改正でございますが、特定任期付職員の給与月額のうち、第1号給の額を37万6,000円に改めるものでございます。

次に、第8条第2項でございますが、裏面になります。特定任期付職員の期末手当の支給率が一律だったものを、改正案では6月支給分は現行のままとし、12月支給分につきましては100分の167.5に改めるものでございます。この改正は、附則第2項の規定により、令和4年4月1日に遡り適用するものでございます。

次に、参考資料6をお願いいたします。

第6条関係になります。表中の第8条でございますが、改正本則第5条で一律であった期末手当の支給率を6月と12月にそれぞれ分配していたわけですが、今度はそれを100分の165に再度一律に改めるものでございます。この改正は、附則第1項の規定により、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、参考資料7をお願いいたします。

これは、今回提出させていただきました改正条例の附則でございます。附則第1項及び第2項は、先ほどまで順次、説明をさせていただきました施行期日及び遡及適用日についての規定でございます。

第3項は給与の内払いの規定で、改正前の条例に基づいて支給した給与は改正後に支給する給与の内払いとみなす、みなし規定でございます。

第4項は条例の施行に関する必要な事項は規則へ委任する規定でございます。

議案第2号の補足説明は以上でございます。

次に、議案第3号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国家公務員法の改正により育児休業の取得回数制限の緩和及び育児休業参加のための休暇の対象期間の拡大が図られることになることから、これを受けて町においても同様の対応を図る必要があるため条例の規定を改めたいので、提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表により御説明をさせていただきます。

1ページ目の条例第2条第4号ア（イ）の改正でございますが、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6か月に達する日までに任期が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないことの要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、子の出生日から起算して8週間と6か月を経過する日までと緩和するため規定するものでございます。

また、2ページ目でございます。

条例第2条第4項イでございますが、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備するものでございます。

次に、3ページから6ページにかけまして、条例第2条の3第3号及び条例第2条の4でございますが、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日及び2歳に達する日とする要件について、夫婦交換での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするため、規定を整備するものでございます。

6ページを御覧ください。

条例第2条の5でございますが、第3条の2へ規定の位置を移動するものでございます。条例第3条第5号でございますが、再度育児休業取得に係る特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合、再度取得に係る規定を削除するものでございます。

条例第3条第8号でございますが、再度の育児休業取得に係る特別の事情に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備し、第7号に改正するものでございます。

7ページを御覧ください。

条例第10条第6号でございますが、「育児休業等計画書」を「育児短期時間勤務計画書」に字句を改正するものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでものでございます。また、経過措置として、この条例の施行期日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の第3条及び第10条の規定の適用につきましては、なお従前の例によることといたします。

議案第3号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号 利根町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例につきまして、補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、改正された情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づき、個人番号カードを利用する方法により手続等を行うために必要な事項等を改めたいので、提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表に基づきまして、条例の趣旨及び大幅な変更箇所につきまして御説明をさせていただきます。

第1条では本条の目的を明らかにするもので、書面等で行う手続のオンライン化を可能にすることで手続方法の選択肢を増やし、住民の利便性の向上を図るとともに、ペーパーレス化や処理の迅速化等行政運営の効率化を目的とするものでございます。

第2条は本条例で使用いたします用語の定義を定めるもので、字句を改めるものでございます。

2ページ及び3ページを御覧ください。

第3条はオンラインによる申請等の取扱いについて定めるもので、第1項、第2項、第3項につきましては字句を改めるものでございます。第4項では署名などが必要な申請等についてマイナンバーカードの利用または規則等で定める予定の電子署名などに代替できることを、第5項では手数料などの納付が必要な申請等において、オンライン納付ができることを、第6項では対面での本人確認や原本での書類確認が必要な申請において、その部分を除いてオンライン化できることを定めております。これにより、状況に応じてオンラインによる対応と書面などによる対応を組み合わせることが可能とするものでございます。

4ページ及び5ページを御覧ください。

第4条はオンラインで処分通知等を行う場合の取扱いについて定めるもので、第1項、第2項、第3項につきましては字句を改めるものでございます。第4項では署名などが必要な処分通知等において規則を定める予定の電子署名で代替できることを、第5項では処

分通知等の交付の中で対面での本人確認や原本交付が必要なものがある場合において、その部分を除いてオンライン化できることを定めております。

第5条はパソコンやタブレット端末などを利用した縦覧の取扱いを定めるもので、字句を改めるものでございます。

6ページを御覧ください。

第6条は電子データによる文章の作成等の取扱いについて定めるもので、字句を改めるものでございます。

7ページを御覧ください。

第7条は手続等のうち申請事項に虚偽がないことを対面により確認する必要がある場合や既に個別の条例等においてオンラインによる手続等が規定されている場合には、本条例の適用を除外することを定めるものでございます。

第8条は添付書面等の省略について定めるもので、住民票の写しなどの添付が必要な手続において、マイナンバーカードの利用等により町の機関が必要な情報を入手し、または参照できる場合には添付を省略することができることとしております。

8ページを御覧ください。

第9条はオンライン化の状況の公表について定めるものでございます。オンライン化した手続及びオンライン手続の利用状況等について、毎年度公表するものとしたします。

第10条は規則委任について定めるものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第4号の補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第5号から議案第7号について、布袋政策企画課長。

〔政策企画課長布袋哲朗君登壇〕

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、議案第5号 利根町地域公共交通活性化協議会条例について、補足して御説明いたします。

提案理由でございます。

地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、地域における需要に応じた旅客運送の確保、その他、旅客の利便性の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため協議会を設置したいので、提案するものでございます。

これまで本町におきましては、道路運送法及び道路運送法施行規則に基づき利根町地域公共交通会議設置要綱を制定し、地域公共交通計画の策定及び実施に関する部分以外につきましては、この公共交通会議で協議してまいりました。しかし、地域公共交通サービスの多様化、持続可能な地域公共交通の実現に向け、公共交通計画の策定が必要となることから、これまでの利根町地域公共交通会議設置要綱を廃止し、条例による法定協議会を設置するものでございます。

それでは、条例の概要につきまして御説明いたします。

第1条は設置規定でございます。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法第9条第4項及び道路運送法施行規則第9条の2の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について協議するために設置するものでございます。

第2条は所掌事務について規定しております。今までの要綱と違う部分につきましては、第1号から第3号までに位置づけられた事業の実施に関するものでございます。

第3条は協議会の組織について規定しております。協議会の委員は、第1号から第9号までに掲げる委員19人以内をもって組織するとしております。今までの委員に、第2項の地域公共交通利用者の代表者、こちらを新たに加えるものでございます。

第4条は委員の任期について規定しております。委員の任期は2年としております。第2項は任期のほうを2年としておりますが、特定の職により委嘱または任命された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは委員の職を失うということに規定しております。

第5条は会長及び副会長について、第6条は協議会の会議について規定しております。

第7条は協議結果の尊重事項について規定しております。協議会において協議が調った事項につきましては、協議会の委員はその結果を尊重しなければならないと、そのように規定しております。

第8条は部会について、第9条は庶務について、第10条は委任について規定しております。

附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものとしてございます。

附則の第2項、任期の特例といたしまして、条例の施行日以後、最初に委任または任命される委員の任期は、令和7年3月31日までとしてございます。

附則第3号は、利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正するものでございます。別表第1、男女共同参画推進委員会の項の次に、地域公共交通活性化協議会の会長報酬4,800円及び委員報酬4,200円を加えるものでございます。

地域公共交通活性化協議会条例についての説明は以上となります。

続きまして、議案第6号 利根町総合振興計画条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、総合振興計画と総合戦略は、町の将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するという方向性が一致していることから、総合振興計画後期基本計画を一体的な計画として策定し、また、利根町総合振興計画条例と利根町振興計画審議会条例を分けておりましたものを一つの条例としたいので提案するものでございます。

それでは、条例の改正箇所につきまして新旧対照表のほうで御説明いたします。

第3条第2項といたしまして、町長は、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する、まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画と一体的な計画として総合振興計画を策定するという部分を付け加えてございます。

第5条の見出しでございます。「振興計画審議会」を「総合振興計画審議会」に改めまして、同条中「変更し、または廃止」を削りまして、利根町振興計画審議会条例、第1条に規定する「利根町振興計画審議会」を「利根町総合振興計画審議会」に改めてございます。「第6条」を「第12条」に変更いたしております。また、「第7条」を「第13条」に「第8条」を「第14条」といたしまして、その間に六つの条文を追加してございます。

第6条でございます。こちらは、総合振興計画審議会についての規定でございます。町長の諮問に応じ必要な調査及び審議をするため、地方自治法第138条の4の規定により、利根町総合振興計画審議会を置くものとしてございます。

第7条は組織規定で、審議会は委員16人以内をもって組織するとしてございます。

第8条は委員の任期について2年としてございます。

第9条は会長及び副会長について、第10条は会議について、第11条は庶務について新たに規定してございます。

附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するとしてございます。

附則第2項は任期の特例といたしまして、この条例の施行日以後、最初に委嘱または任命される委員の任期は令和7年3月31日までとしてございます。また、附則第3号では利根町特別職報酬の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、別表中「振興計画審議会」を「総合振興計画審議会」に改めるものでございます。

附則第4条でございます。こちらは、利根町振興計画審議会条例を廃止するものでございます。

利根町総合振興計画条例の一部を改正する条例の補足説明につきましては以上でございます。

続きまして、議案第7号 利根町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明いたします。

提案理由でございます。

利根町男女共同参画推進委員会の構成委員の見直しに伴い、公募する町民の人数を明確にするため、利根町男女共同参画推進条例の一部を改めたいので提案するものでございます。

それでは、新旧対照表で条例の改正箇所につきまして御説明をいたします。

第21条第1項第1号「町議会議員」、こちらを削りまして、第2項「有識者」を「知識経験者4人以内」に改め、第1号としてございます。

第3号の「各種団体等の代表者」を「各種団体等4人以内」に改め、第2号としてございます。

第4号中「一般町民」を「町民4人以内」に改め、第3号としてございます。

附則でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものとしてございます。また、附則第2項につきましては、委員の特例といたしまして、この条例の施行日以後、最初に委嘱または任命される委員の任期は令和7年3月31日までとしてございます。

男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の補足説明につきましては以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第8号及び議案第9号について、花嶋子育て支援課長。

〔子育て支援課長花嶋みゆき君登壇〕

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、議案第8号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正により町の基準を改めたいので、提案するものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。左の欄が現行、右の欄が改正案となります。

参考資料1 ページを御覧ください。

第4条第2項からになります。本則中「法第19条第1項」を「法第19条」に改めるものです。これは、内閣府の外局であるこども家庭庁の設置に伴い、厚生労働省からこども家庭庁に移管される事務に関し、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議を義務づけている規定については、移管後は厚生労働大臣との協議が不要になるため、子ども・子育て支援法の中で内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定めている第19条第2項が削られることに伴い、法第19条は1項のみの条となるため、改めるものです。

同じく、1ページ目の第4条第2項第3号中の同項につきましても、法第19条の項が削られましたので、同条に改めるものです。

同じく、第6条3項中、第35条第2項中、同条第3項中、第36条2項中及び同条第3項中、第51条第3項中、第52条第2項中の同項につきましても、同条に改めるものです。

6 ページを御覧ください。

第15条は特定教育・保育の取扱方針について定めておりますが、第1項第3号中、第25条の次に「第1項」を加えるものです。これは、こども家庭庁の設置後も学校教育は引き続き文部科学省が所管することになりますが、幼稚園、保育所及び認定こども園の教育保育の内容に関する基準の整合性の確保に配慮しなければならないため、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり、また、内閣総理大臣が保育所保育指針を定めるに当たり、それぞれ内閣総理大臣または文部科学大臣に事前に協議することを義務づける規定が整備

されたものでございます。

7 ページを御覧ください。

第26条は懲戒に係る権限の濫用禁止について定めてありますが、これを削除するものです。これは、児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されると指摘のあった親権者の懲戒権を認める民法第822条が削除されたことにより、特定教育・保育施設の施設長等が入所児童等に行う措置についても同様に体罰等をしてはならないとして削除するものです。

次に、15ページの一番下から16ページになります。

附則として、この条例はこども家庭庁が設置される令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

議案第8号の説明は以上でございます。

次に、議案第9号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い町の基準を改めたいので、提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。左の欄が現行、右が改正案となります。

1 ページを御覧ください。

第7条の2として、安全計画の策定等についての規定を加えるものです。これは、昨年9月に発生した園の送迎バスに園児が置き去りにされ死亡した事案を受けて、安全管理の徹底に係る規定を新設する省令改正が行われました。それに伴い、家庭的保育事業者等は安全計画を施設ごとに策定し、計画に従い必要な措置を講ずることが義務づけられたことにより改正するものです。

第2項は職員に対し安全計画について周知するとともに、計画に基づき、研修及び訓練を定期的実施しなければならないとするものです。

第3項は利用乳幼児の安全確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならないとするものです。

第4項は定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うとするものです。

2 ページを御覧ください。

第7条の3として、自動車を運行する場合の所在の確認を加えるものです。これは、利用乳幼児が事業所外での活動等のための移動やその他の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に点呼等による所在を確実に把握することができる方法により利用乳幼児の所在を確認しなければならないとするものです。

第2項は利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、自動車にブ

ザー、その他の車内の見落としを防止する装置を備えて、降車の際の所在の確認を行わなければならないとするものです。

第10条は他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準として、家庭的保育事業所等は他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、保育に支障がない場合に限り、必要に応じて設備及び職員を兼ねることができるとし、設備及び人員基準を緩和するものです。

3 ページを御覧ください。

第13条は懲戒に係る権限の濫用禁止についての規定ですが、親権者の懲戒権を認める民法第822条が削除されたことに伴い、家庭的保育事業者等の入所児童等を行う措置についても同様に体罰等をしてはならないとして削除するものです。

第14条は衛生管理等についての規定ですが、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないとし、必要な措置の明確化を図るものです。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし、第13条の改正規定は公布の日から施行するものであります。

議案第9号の説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第10号について、中村学校教育課長。

〔学校教育課長中村寛之君登壇〕

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、議案第10号 利根町通学区域審議会条例を廃止する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

3枚目を御覧ください。

提案理由でございますが、令和5年度に小学校が3校から1校に統合することにより、通学区域を設置する必要がなくなったため、利根町通学区域審議会条例を廃止したいので提案するものでございます。

1枚目にお戻りください。

利根町通学区域審議会条例を廃止する条例、利根町通学区域審議会条例は廃止する。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

附則第2項は利根町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、次のように改正するものです。別表第1中、通学区域審議会を削る、別表第2中、通学区域審議会委員を削る改正を行います。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第11号及び議案第12号について、桜井生涯学習課長。

〔生涯学習課長桜井保夫君登壇〕

○生涯学習課長（桜井保夫君） それでは、議案第11号 利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例について、補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、令和5年度、小学校統合に伴い、文小学校、文間小学校跡地を利用した運動場及び体育館を町民の自主的な活動、交流の促進、生涯学習の推進を図る目的で、利根町学校跡地体育施設の設置及び管理について条例で制定したいので、提案するものでございます。

条例第1条を御覧ください。

設置でございますが、目的として、町民の自主的な活動、交流の促進、生涯学習の推進を図るため、地域間交流、地域振興など促進する目的で、令和5年度に閉校する学校跡地の文小学校、文間小学校跡地を利用した運動場及び体育館の設置について定めております。

第2条は、下記の表のとおり、旧文小学校、旧文間小学校跡地の体育館及び運動場の名称、及び位置についてそれぞれ定めております。

第3条は体育施設は利根町教育委員会が管理すると定めております。

第4条第1項では体育館をあらかじめ使用する際の使用許可や変更について、第2項では許可の管理上必要があると認められたときの条件を付することができることについて定めております。

第5条第1項の利用許可の制限について、第1号から第3号では利用をしないことができる条件についてそれぞれに定めております。

第6条第1項から第3項では、第4条第1項の許可を受けた利用者の利用義務について、その条例及び規則、許可を受けた条件、指示に従わねばならない必要な条件について定めております。

第7条第1項、第1号から第4号及び第2項では利用許可の取消し等について、それぞれの必要な条件等について定めております。

第8条では体育施設の利用料について、学校体育施設開放事業同様に利用料の無料について定めております。

第9条では損害の賠償について、体育施設の利用者が体育施設及び附属する設備等を故意または過失により滅失または損傷した場合の損害を賠償しなければならないことについて定めております。

第10条では委任として、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則について定めるとしております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものとしております。

議案第11号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第12号 利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、エレベーター設置工事により部屋の床面積が縮小するため、使用料を改めたいので、提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

エレベーターまでの通路を確保するため、2階集会室Cの床面積が33平米から約半分の16平米に縮小するため、集会室Cの使用料を改めるものでございます。

2、利根町文化センター使用料、別記2の集会室C2階につきまして、現行使用料9時から12時1,100円、13時から17時1,320円、17時から21時1,650円を、改正案、9時から12時550円、13時から17時880円、17時から21時1,100円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものとしております。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第13号について、丹指導課長。

〔指導課長丹 晴幸君登壇〕

○指導課長（丹 晴幸君） それでは、議案第13号 利根町教育支援委員会条例の一部を改正する条例について、補足して御説明いたします。

次のページを御覧ください。

提案理由でございますが、令和5年度の小学校統合に伴い、学校教育関係者が減員するため、人数を改める。また、調査審議を進める上で、幅広く福祉関係者の意見を聴取する必要があることから規定を改めたいので、提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

第3条の1行目、委員数「11人」を「10人以内」とし、2行目の「児童福祉施設等職員」を「児童福祉関係者」と改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

補足説明は以上となります。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

議案第2号から議案第13号までの12件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、議案第2号は3月8日に、議案第3号から議案第13号は3月20日に質疑、討論、採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩をいたします。再開を13時40分とします。

午後零時16分休憩

午後1時40分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第17、議案第14号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第8号）から日程第22、議案第19号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第3号)までの6件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第14号について、蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長(蜂谷忠義君) 議案第14号 令和4年度利根町一般会計補正予算(第8号)につきまして、補足して御説明申し上げます。

5ページをお願いします。

第2表繰越明許費でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、事業名が保健衛生事務費は14万6,000円の計上で、令和4年4月から令和5年9月までに妊娠届出、出産した者に対する国が進める伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施に伴う健康管理システムの運用経費、母子保健事業は537万円の計上で、こちらも伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施に伴うもので、出産・子育て相談支援に係るアンケートの郵送料及び出産・子育て応援交付金、妊娠届出時に5万円、出産後に5万円の支給で、システム導入と対象者へのお知らせやアンケート調査に時間を要することから年度内の事業開始が困難であるため繰り越すものです。

感染症予防対策事業は1,021万5,000円の計上で、新型コロナワクチン接種が令和5年度も継続されることになったため繰り越すものです。

次に、款5農林水産業費、項1農業費、事業名が施設園芸加温用燃油高騰対策事業、コロナ交付金は100万2,000円の計上で、令和4年10月から令和5年3月に使用した施設園芸加温用の重油、灯油の購入費の一部、1リットル当たり20円を助成するもので、事業の開始が令和5年4月以降になるため繰り越すものです。

肥料価格高騰対策事業、コロナ交付金は910万円の計上で、肥料価格高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料低減に取り組む農業者への支援として価格上昇相当額の30%を上限に助成するもので、事業の開始が令和5年4月以降になるため繰り越すものです。

第3表地方債補正でございます。

起債の目的で、過疎対策事業債は、限度額を2,010万円増額し5億8,620万円とするものです。詳細につきましては、歳入の款21町債で御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

続きまして、歳入でございますが、今回の補正は、主に今年度事業に対する交付額の確定に伴う補正となっております。説明につきましては、新規事業や追加交付事業、財源の組替えを行った事業についてのみ説明させていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は1,854万9,000円を増額するもので、節2新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は1,887万円の増額で、この交付金につきましては、一般分としての新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時

交付金，原油高騰分の交付金，重点分の交付金の3種類の交付金がございまして，新たに充当する事業，事業費の確定による補正及びそれぞれの交付金の使途，目的に応じての財源組替え等を行ったことによるものです。詳細につきましては，参考資料のとおりとなります。

10ページをお願いします。

次に，目3衛生費国庫補助金は395万1,000円を増額するもので，出産・子育て応援交付金は，繰越明許費で御説明しました伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的事業の実施に伴うものです。

次に，目7教育費国庫補助金は1,043万3,000円を増額するもので，学校施設環境改善交付金は，布川小学校ランチルーム改修工事及び布川小学校屋内運動場長寿命化改良工事において補助金の交付が決定したことによるものです。特別支援教育就学奨励費補助金は，小中学校とも新型コロナ対策として6月から3月分の給食費を補助したことにより，特別支援教育児童の保護者の給食費負担がなくなったことによるものです。

11ページをお願いします。

款15県支出金，項2県補助金，目4農林水産業費県補助金は26万5,000円を増額するもので，農地集積・集約化対策推進交付金は，交付金の算定根拠の変更，遊休農地の減少に伴う事業実績によるものです。

款16財産収入，目1不動産売払収入は3,662万8,000円の増額で，旧利根中学校校地分が3,426万8,611円と法定外公共物の用途廃止に伴う道路敷が236万1,000円の売払収入となります。

目2物品売払収入は10万7,000円の増額で，不用となった町有絵画，レプリカ48点の売払収入となります。

款17寄附金，目2総務費寄附金は700万円の増額で，がんばる利根町応援寄附金，ふるさと納税の寄附額が当初見込みより増えていることによるものです。

款18繰入金，目1財政調整基金繰入金は1億9,903万円を減額するもので，今回の補正予算の財源調整による余剰金を基金に繰り戻すものです。

目7利根町公共公益施設維持整備基金繰入金は874万5,000円を減額するもので，庁舎の大規模改修の設計委託の金額が確定したことから基金に繰り戻すものです。

12ページをお願いします。

款20諸収入，目3雑入は244万1,000円を減額するもので，有料広告掲載料は，町公式ホームページ，「広報とね」への広告掲載が増えたこと，インキュベーション施設使用料及び利根町インキュベーション施設光熱水費実費負担金は，出展していた期間が見込みより短くなったこと，デジタル基盤改革支援補助金，自治体オンライン手続推進事業分は，行政手続オンライン化に係る業務委託において国の標準仕様書が確定したことにより，機器の管理，設定経費が安価となったことによるものです。

款21町債，目2過疎対策事業債は2,010万円を増額するもので，節1過疎対策事業債は920万円を増額で，利根西部地区基盤整備事業は今回の補正予算に計上しておりますが，事業費が増額になったことによるもので，消防設備整備事業は小型動力消防ポンプ積載車の購入費用の確定，防災・安全社会資本整備交付金事業は電柱移転補償費の確定，町道整備事業は町道107号線道路測量設計業務委託，町道109号線舗装修繕工事，町道1020号線道路修繕工事，町道2152号線舗装修繕工事費の費用の確定，学校施設整備事業は布川小学校屋内運動場長寿命化改良工事，小学校統合改修工事費用の確定，道路メンテナンス事業は道路橋修繕設計業務委託費の確定，利根南部地区基盤整備事業は負担金の確定により減額するものです。

節3過疎対策事業債，ソフト事業限度額超分は1,090万円を増額するもので，これは総務省より発行可能額が増額されたことにより，外国語指導講師派遣事業，非常勤講師配備事業に追加で充当するものです。

13ページをお願いします。

続きまして，歳出でございますが，今回の補正は，主に人事院勧告に伴う，節2給料，節3職員手当等，節4共済費の職員給与費及び各事業費の確定，今後の支出見込額算出により減額するものですので，これらの説明は省かせていただきます。また，補正財源の内訳におきましては，歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で御説明したとおり，この交付金を活用した事業につきましては財源組替えを行っておりますので，詳細は参考資料に掲載されていることから，それ以外の事業につきまして御説明申し上げます。

14ページをお願いします。

款2総務費，目2秘書広聴費は財源の組替えで，歳入で御説明しました有料広告の掲載件数が増えたことによるものです。

次に，目3財政管理費は316万7,000円を増額するもので，がんばる利根町応援寄附募集事業は，寄附者が当初見込みより増えていることから，手数料及び返礼品代を含んだ業務委託料を増額するものです。

16ページをお願いいたします。

次に，目7地域振興費は80万円を減額するもので，企業誘致推進事業は，雇用促進奨励金の対象者が見込みより4人少なかったことによるものです。

次に，目9行政事務改善費は1,002万円を減額するもので，電子自治体推進事業は，ぴったりサービス行政手続オンライン化において，デジタル庁より無償提供される1回線のみで運用ができたため，通信運搬費，17ページのほうをお願いします。使用料及び賃借料の減，ぴったりサービス連携・振分サーバ利用負担金は，デジタル庁が用意するものを利用する想定であったが，行政手続オンライン化対応業務において同機能が実装をされた機器を調達したことによるものです。

23ページをお願いします。

款3 民生費，目1 児童福祉総務費は132万8,000円を増額するもので，24ページのほうをお願いします。子育て応援手当支給事業は，町税等の滞納により支給停止となった方がいたことによるものです。低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業は，25ページのほうをお願いします。給付金の支給において，高校生以下の児童のいる低所得独り親世帯以外の住民税非課税世帯の児童が見込みより多かったことによるものです。

次に，目2 児童措置費は3,806万8,000円を減額するもので，保育所等補助金事業の延長保育事業費補助金は利用時間が少なかったこと，一時預かり事業費補助金は事業を行う申請施設が見込みより1園減ったこと，保育対策総合支援事業費補助金，保育体制強化事業は事業を行う申請施設が見込みより1園増えたことによるものです。

27ページをお願いします。

款4 衛生費，目1 保健衛生総務費は8万9,000円を増額するもので，保健衛生事務費は，歳入でも御説明しました，国が進める伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施に使用する健康管理システム機器の賃借料を計上しております。

母子保健事業で，28ページのほうをお願いします。

先ほど御説明しました，国が進める伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施における相談支援に係るアンケート郵送料，交付金，妊娠届出，出産後にそれぞれ5万円の計上となります。

29ページをお願いします。

款5 農林水産業費，目1 農業委員会費は74万5,000円を増額するもので，事務局費は30ページをお願いします。農業委員・推進委員の報酬は，活動実績により支給額が増えるものです。

次に，目3 農業振興費は922万7,000円を増額するもので，31ページをお願いします。施設園芸加温用燃油高騰対策事業，コロナ交付金は，令和4年10月から令和5年3月に使用した重油，灯油の購入費の一部，1リットル当たり20円を助成するものです。肥料価格高騰対策事業，コロナ交付金は，肥料価格高騰による農業経営の影響緩和のため，化学肥料低減に取り組む農業者へ価格上昇相当額の30%を上限に助成するものです。

次に，目5 農地費は3,903万5,000円を増額するもので，利根西部地区基盤整備事業は，基盤整備に係る国，県予算が増額となったため，増額分の町負担金10%分を計上するものです。

32ページをお願いします。

土地改良区省エネルギー化促進事業，コロナ交付金は，農業水利施設の省エネルギー化計画を作成して，令和7年度までに消費電力量10%以上を削減に取り組む土地改良区に対し，電気代値上げ相当額の4分の1を補助するものです。

36ページをお願いいたします。

款 8 消防費，目 1 常備消防費は107万円を減額するもので，広域消防費は利根消防庁舎建設費の起債額の変更に伴うものです。

38ページをお願いいたします。

款 9 教育費，目 2 事務局費は536万4,000円を減額するもので，40ページのほうをお願いいたします。学校給食運営事業，コロナ交付金は，他市町村でも給食無償化を実施したことにより，町外の学校に通学している児童への補助が必要がなくなったことによるものです。

次に，目 3 語学指導事業費は財源組替えて，歳入で御説明しました，過疎対策事業債，ソフト事業限度額超分の発行可能額が増額されたことによるものです。

43ページをお願いいたします。

項 2 小学校費，目 2 教育振興費は600万円を減額するもので，小学校就学援助事業は，新型コロナ交付金事業において，要保護及び準要保護児童特別支援教育児童の6月から3月分の給食費を助成したことによるものです。

44ページをお願いいたします。

項 3 中学校費，目 2 教育振興費は532万5,000円を減額するもので，中学校就学援助事業は，先ほど説明しました，小学校就学援助事業と同じ理由によるものです。

45ページをお願いいたします。

項 4 社会教育費，目 8 図書館費は209万8,000円を減額するもので，図書館管理運営事業は，図書館空調設備改修工事により通常開館ができなかったことから，事務員，用務員の勤務日数を減らしたことによるものです。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に，議案第15号について，松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは，議案第15号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして，補足して御説明申し上げます。

初めに，事業勘定から申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

款 1 項 1 国民健康保険税，目 1 一般被保険者国民健康保険税は571万円を減額するもので，被保険者の減に伴い保険税の減収によるものでございます。

次に，款 3 県支出金，項 1 県負担金補助金，目 1 保険給付費等交付金で，節 1 保険給付費等交付金の普通交付金及び節 2 の特別交付金は，交付額の決定により減額するものでございます。

次に，款 4 繰入金，項 1 他会計繰入金，目 1 一般会計繰入金で，節 1 保険基盤安定繰入

金の保険税軽減分及び節2の保険者支援分は、共に交付額の決定により減額するものでございます。節3職員給与費等繰入金は職員手当等の減額に伴う減額、節4出産一時金等繰入金は出産件数の減による減額、節5財政安定化支援事業繰入金は交付額の決定により増額するものでございます。

次に、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は470万円を増額するもので、歳入歳出の差額を基金から取り崩すものでございます。

8ページをお願いいたします。

款6諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目5過料は9万9,000円を増額するもので、こちらは資格届出の遅延による過料確定によるものでございます。

次に、款7国庫支出金、項1国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度の周知用に購入しましたパンフレットの補助金交付決定により増額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございますが、款2保険給付費、項1療養諸費の目1一般被保険者療養給付費及び目3一般被保険者療養費は、いずれも被保険者数及び給付該当件数の減により減額するものでございます。

10ページをお願いいたします。

次に、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費の減額につきましても、被保険者数及び給付該当件数の減によるものでございます。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は、支払い件数3件分を減額するものでございます。

項5葬祭諸費、目1葬祭費は、支払い件数10件分を減額するものでございます。

11ページをお願いいたします。

款3国民健康保険事業納付金の項1医療給付費分から項2後期高齢者支援金等分、次の項3介護納付金分につきましては、いずれも財原内訳の変更でございます。

款6項1保健事業費、目1保健衛生普及費は、人間ドック及び脳ドックの申請件数の減が見込まれるため減額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

次に、項2目1特定健康診査等事業費は、こちらも特定健康診査等の受診数の減が見込まれるため減額するものでございます。

続きまして、施設勘定について御説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正でございます。こちらは、債務負担行為を廃止するもので、令和5年度の医療事務業務を委託するため、昨年12月の補正予算で議決をいただきましたが、その後、本年度業務を受託している業者から令和5年度以降は辞退したいとの申出があり、

他の業者も参入を辞退していることから、急遽直営で対応せざる得ない状況となりました。そのため、今回廃止するものでございます。

なお、令和5年度からの医療事務につきましては、会計年度任用職員を採用し対応してまいります。

次に、19ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款1診療収入、項1外来収入、目2社会保険診療報酬収入の350万円の増額は、社保家族の発熱外来患者が増えたことによるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款3項1基金積立金、目1財政調整基金費ですが、今回の補正に伴う歳入歳出の余剰分を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第16号及び議案第17号について、飯田生活環境課長。

〔生活環境課長飯田喜紀君登壇〕

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、議案第16号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。款1下水道費、項1下水道費、事業名が下水道整備費で64万3,000円を繰越しするものでございます。これは、霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金で、県の浄化センターの建設工事に伴う町の負担金でございます。県の事業が年度内に完了することができないことに伴いまして繰越しをするものでございます。

次に、事業名が維持管理事務費で550万円を繰越しするものでございます。これは、公営企業会計移行に伴う公営企業会計システム導入支援業務委託において、当初の見込みよりもシステム構築作業に時間を要しており、年度内に完了することができないことに伴いまして繰越しをするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。事業費の確定に伴いまして、起債限度額の変更でございます。公共下水道事業において1,350万円を1,300万円に、流域下水道事業において400万円を370万円に起債限度額を減額するものでございます。

6ページをお願いいたします。

初めに、歳入から御説明いたします。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道受益者負担金で6万6,000円の増額補正でございます。これは、公共ますの設置申請が1件あったことにより増額となったものでございます。

次に、目2下水道費負担金で22万円の増額補正でございます。これは、下水道区域外からの接続申請が1件あったことにより増額となったものでございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料、節1現年度分で297万9,000円

の減額補正でございます。これは、令和4年12月までの下水道使用料の歳入実績から減収になる見込みのため減額するものでございます。

次に、節2過年度分で94万円の増額補正でございます。これは、滞納整理の実績に伴い過年度分使用料の増額を行うものでございます。

款4繰入金，項1繰入金，目1一般会計繰入金で17万9,000円の減額補正でございます。これは、契約額が確定したことによる減額でございます。

次に、項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金で941万6,000円の減額補正でございます。これは、歳出の減額補正に伴いまして減額するものでございます。

款6諸収入，項1雑入，目1雑入で32万円の減額補正でございます。これは、利根西部地区経営体育成基盤整備事業，物件移転補償費が確定したことによる減額でございます。

款7町債，項1町債，目1下水道債で80万円の減額補正でございます。内訳は、節1公共下水道債で50万円の減額，これは、污水管渠更生工事の事業費が確定したことによる減額でございます。

節2流域下水道債で30万円の減額，これは、霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金事業変更に伴い減額するものでございます。

款7町債で説明させていただいた内容は、先ほど第3表地方債補正で説明させていただいた起債限度額の変更内容でございます。

7ページをお願いいたします。

続きまして、歳出を御説明いたします。

款1下水道費，項1下水道費，目1公共下水道建設事業費で137万7,000円の減額補正でございます。内訳でございますが、節7報償費で3万9,000円の減額，これは、下水道促進週間コンクールの応募作品の種類が5部門から3部門に減ったため、参加作品が少なかったことによる減額でございます。節14工事請負費で120万3,000円の減額，これは、公共ますの設置申請が1件のみだったため減額するものでございます。節18負補交で18万6,000円の減額，これは、霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の今年度の事業費が確定したことによる減額でございます。

7ページから8ページをお願いいたします。

続きまして、目2公共下水道維持管理費で1,109万1,000円の減額補正でございます。内訳でございますが、節12委託料で63万5,000円の減額，節14工事請負費で49万5,000円の減額，これらは契約差金でございます。節18負補交で932万9,000円の減額，これは、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金が確定したことによる減額でございます。節26公課費で78万4,000円の減額，これは消費税及び地方消費税の納付額が確定したことによる減額でございます。

8ページをお願いいたします。

款3諸支出金，項1繰出金，目1一般会計繰出金は、財源の組替えでございます。

議案第16号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第17号 令和4年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

款1 使用料及び手数料，項1 使用料，目1 町営霊園使用料で68万4,000円の増額補正でございます。これは、墓地が2区画購入されたことによる永代使用料の増額と、霊園使用者が減ったことによる管理料の減額でございます。

項2 手数料，目1 町営霊園手数料で2,000円の増額補正でございます。これは、許可証の再交付が17件あったことによる増額でございます。

款3 繰入金，項1 基金繰入金，目1 財政調整基金繰入金で68万6,000円の減額補正でございます。これは、款1 使用料及び手数料で収入があり、基金から繰入れしなくてもよくなったためでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

款1 霊園事業費，項1 事業費，目1 事業費は財源の組替えでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第18号について、三好福祉課長。

〔福祉課長三好則男君登壇〕

○福祉課長（三好則男君） それでは、議案第18号 令和4年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）の主なものにつきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正は、主に保険給付費の増額に伴い、歳入歳出それぞれ2,221万円を増額するものでございます。

初めに、歳入でございますが、6ページをお開き願います。

款1 介護保険料，目1 第1号被保険者保険料で651万4,000円を減額するもので、こちらは、特別徴収現年度分の徴収見込み減額分でございます。

次に、款3 国庫支出金，項1 国庫負担金，目1 介護給付費負担金で436万6,000円を増額するもので、保険給付費増額に伴い、介護給付費及び介護予防給付費の20%、施設介護サービス給付費は15%に相当する額を国が負担するものでございます。

次に、項2 国庫補助金，目1 調整交付金で528万8,000円を増額するもので、こちらは、第1号被保険者の総数に対する75歳以上の加入割合、第1号被保険者の所得の分布状況等に基づき普通調整交付金521万1,000円が交付され、また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号保険料の減免措置に対する財政支援として、特別調整交付金7万8,000円が交付されることに伴い増額するものでございます。

次に、款4 支払基金交付金，目1 介護給付費交付金で636万9,000円を増額するもので、保険給付費増額のため、介護給付費及び介護予防給付費の27%に相当する額を支払基金が

負担するものでございます。

次に、款5 県支出金，項1 県負担金，目1 介護給付費負担金で330万円を増額するもので、保険給付費増額のため、介護給付費及び介護予防給付費の12.5%，施設介護サービス給付費は17.5%に相当する額を県が負担するものでございます。

7 ページをお願いいたします。

款6 繰入金，項1 一般会計繰入金，目1 介護給付費繰入金で295万円を増額するもので、保険給付費増額のため、介護給付費及び介護予防給付費の12.5%に相当する額を町が負担するものでございます。

次に、目5 低所得者保険料軽減繰入金で754万9,000円を増額するもので、令和4年度低所得者保険料軽減負担金の額が確定したものでございます。

続きまして、歳出でございますが、8 ページをお願いいたします。

款2 保険給付費，項1 介護サービス等諸費，目1 居宅介護サービス給付費で2,900万円を増額するもので、居宅介護サービスの受給者数が増えたことによりサービスの利用者が増加し、予算現額を上回るため増額するものでございます。

次に、目2 地域密着型介護サービス給付費で500万円を減額するもので、保険給付費が当初の見込みを下回るため減額するものでございます。

9 ページをお願いいたします。

目4 施設介護サービス給付費で700万円を増額するもので、施設介護サービスの受給者数が増えたことによりサービスの利用が増加し、当初の予算現額を上回るため増額するものでございます。

次に、目8 居宅介護サービス計画給付費で360万円を増額するもので、保険給付費が当初の見込みを上回るため増額するものでございます。

次に、目10 特例居宅介護サービス給付費で350万円を増額するもので、保険給付費が当初の見込みを上回るため増額するものでございます。

次に、項2 介護予防サービス等諸費，目1 介護予防サービス給付費で330万円を減額するもので、保険給付費が当初の見込みを下回るため減額するものでございます。

10 ページをお願いいたします。

目3 地域密着型介護予防サービス給付費で233万5,000円を減額するもので、サービスの利用者がいないため減額するものでございます。

次に、項4 高額介護サービス等費，目1 高額介護サービス費で153万円を増額するもので、支給対象者数の増加により保険給付費が当初の見込みを上回るため増額するものでございます。

11 ページをお願いいたします。

項6 特定入所者介護サービス等費，目1 特定入所者介護サービス費で700万円を減額するもので、保険給付費が当初の見込みを下回るため減額するものでございます。

議案第18号の補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第19号について、松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、議案第19号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

最後の4ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2事務費繰入金は、この後御説明させていただきます。歳出の一般管理費で事務費減額に伴い274万1,000円を減額するものでございます。次の目3保険基盤安定繰入金も、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い27万9,000円を減額するものでございます。

次に、歳出でございますが、款1項1総務費、目1一般管理費は274万1,000円を減額するもので、内訳としまして、節12の委託料を健診業務委託で人間ドック等の受診件数が確定による減額、また、電算業務委託で契約差金による減額でございます。節13使用料及び賃借料をCSシステム使用料の契約差金により減額するものでございます。節18負補交は、茨城県後期高齢者医療共通経費負担金の確定による減額でございます。

次に、款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金は、低所得者及び社会保険被保険者の保険料軽減公費補填分の納付金額確定により27万9,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

議案第14号から議案第19号までの6件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月8日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第23、議案第20号 町道路線の認定及び廃止についてから日程第25、議案第22号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまでの3件を一括議題とし、補足説明を求めます。

議案第20号について、中村建設課長。

〔建設課長中村敏明君登壇〕

○建設課長（中村敏明君） それでは、議案第20号 町道路線の認定及び廃止について、補足して御説明申し上げます。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、町道路線を下記のとおり認定及び廃止したいので提案するものでございます。

今回、認定及び廃止をする路線は、認定46路線、廃止59路線でございます。こちらは、

当町文間地区で茨城県が施行した県営利根北部地区土地改良事業区域の道路について、町道の認定及び廃止を行うものでございます。

初めに、認定する路線でございます。

お手元の参考資料、認定路線位置図3-1から3-3を御覧ください。

認定46路線、延長約17.6キロメートル、幅員は最小幅員2メートルから最大幅員7.5メートルでございます。

次に、廃止する路線でございます。

お手元の参考資料、廃止路線位置図3-1から3-3を御覧ください。

廃止する路線59路線、延長約25キロメートルでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 議案第21号について、狩谷保健福祉センター所長。

〔保健福祉センター所長狩谷美弥子君登壇〕

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、議案第21号 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定について、補足して御説明申し上げます。

議案第21号では、利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、次のページを御覧ください。利根町民すこやか交流センター条例第11条の規定により、指定管理者による管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するものでございます。

前のページにお戻りください。

1、公の施設の名称でございます。利根町民すこやか交流センター。

2としまして、指定管理者、茨城県北相馬郡利根町大字布川2968番地、社会福祉法人利根町社会福祉協議会、代表者、会長佐々木喜章。

次に、3としまして、指定の期間でございますが、こちらは令和5年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。

利根町民すこやか交流センターは、指定管理者制度導入以来15年間、社会福祉法人利根町社会福祉協議会が適正に管理運営を行ってきております。本年3月31日をもって指定管理者としての期間が終了となるため、指定管理者制度導入に係る指針に基づきまして指定管理者選考委員会で審査し選定したものでございます。

なお、指定管理者の指定につきましては、事業計画書、団体の概要、選定理由を参考資料として添付しておりますので御覧いただきたいと思っております。

議案第21号の補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 議案第22号について、桜井生涯学習課長。

〔生涯学習課長桜井保夫君登壇〕

○生涯学習課長（桜井保夫君） それでは、議案第22号 布川地区コミュニティセンター

の指定管理者の指定について、補足して御説明申し上げます。

この議案は、布川地区コミュニティセンターの指定管理期間が令和2年4月1日から令和5年3月31日までですので、指定管理者を指定するため議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称、布川地区コミュニティセンター。

2、指定管理者、利根町大字横須賀1291番地1、一般社団法人利根町シルバー人材センター、理事長安藤 晃。

3、指定の期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。

提案理由でございますが、利根町生涯学習施設の施設に関する条例第13条の規定により、指定管理者による管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するものでございます。

参考資料を御覧ください。

指定管理者の概要でございますが、利根町シルバー人材センターは平成9年5月に設立され、平成31年4月1日に一般社団法人利根町シルバー人材センターとなりました。この法人の概要といたしましては、営利を目的とせず、利根町の定年退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業の援助に関する事業を行い、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会に寄与することを目的としております。

選定理由としましては、利根町シルバー人材センターは、平成29年4月1日から当該施設の指定管理者として施設の管理運営を適切に行っており、当該施設の設置目的である地区コミュニティの形成と町民主体による文化振興を図ることや、町民の自主的な生涯活動支援が期待できると判断し、選定しております。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

議案第20号から議案第22号までの3件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月20日に質疑、討論、採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第26、議案第23号 令和5年度利根町一般会計予算から日程第32、議案第29号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7件を一括議題とします。

お諮りいたします。

議案第23号から議案第29号までの7件は、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査

したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより正副委員長の互選を行いますので、全員協議会室にお集まりください。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 3 7 分休憩

午後 2 時 5 5 分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

正副委員長の互選結果を報告いたします。

予算審査特別委員会委員長船川京子議員，副委員長井原正光議員です。

ここで、委員長挨拶をお願いいたします。

予算審査特別委員会船川京子委員長。

〔予算審査特別委員会委員長船川京子君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（船川京子君） 委員長を務めさせていただきます船川京子です。誠実に真剣に取り組んでまいりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 挨拶が終わりました。

予算審査特別委員会の日程はタブレットに掲載のとおりです。十分なる審査の上、3月20日に委員会審査の経過及び結果の報告をお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第33，委員会提出議案第1号 利根町議会の個人情報の保護に関する条例を議題とし，説明を求めます。

議会運営委員会花嶋美清雄委員長。

〔議会運営委員会委員長花嶋美清雄君登壇〕

○議会運営委員会委員長（花嶋美清雄君） 委員会提出議案第1号 利根町議会の個人情報の保護に関する条例について説明します。

上記の議案を，別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに利根町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。令和5年3月2日，提出者，議会運営委員会委員長花嶋美清雄。

提案理由といたしまして，個人情報の保護に関する法律の改正に伴い，議会における個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を定めるため条例を制定するものです。

制定の経緯ですが，昨年5月，デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により，個人情報の保護に関する法律が改正され，地方公共団体等の執行機関に適用される全国的な共通ルールが定められるなど，個人情報保護制度の大きな見直しが行われました。この改正個人情報の共通ルールについては，地方議会を対象外としていること

から、町議会においても、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めた条例を制定しようとするものです。

次に、この条例案の内容について説明いたします。

この条例案は全6章58条及び附則で構成されており、第1章では、この条例の目的を明らかにするとともに議会の保有する個人情報に関する責務等を規定しております。

第2章、第3章において、議会における個人情報の取扱い等について、第4章については、開示請求等に関わる手続についてそれぞれ規定しております。

第5章においては、この条例の運用に係る雑則を、第6章においては、個人情報の取扱いに係る罰則を規定するものとなっております。

なお、罰則規定に関し、水戸地方検察庁との協議が調いましたことを申し添えます。

以上が条例案の内容となります。

附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

委員会提出議案第1号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月20日に質疑、討論、採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第34、委員会提出議案第2号 利根町議会会議規則を議題とし、説明を求めます。

議会運営委員会花嶋美清雄委員長。

〔議会運営委員会委員長花嶋美清雄君登壇〕

○議会運営委員会委員長（花嶋美清雄君） 委員会提出議案第2号 利根町議会会議規則について説明します。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに利根町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。令和5年3月2日、提出者議会運営委員会委員長花嶋美清雄。

提案理由といたしまして、地方自治法第120条により、議会会議規則は議会の議決により定めるものことから、本町議会の会議規則についても議会の議決するため提案するものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、委員会提出議案第2号 利根町議会会議規則を採決します。

本案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、委員会提出議案第2号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第35、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

本件は、令和5年3月19日に任期満了となることから、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、広域連合の議会議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推薦にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に船川京子議員を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

会議規則第33条第2項の規定により、船川京子議員に当選の告知をいたします。

ここで当選人の挨拶をお願いいたします。

[茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員船川京子君登壇]

○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員（船川京子君） ただいま指名されました船川京子です。真摯な姿勢で臨んでまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 挨拶が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 日程第36、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日3月3日から3月5日までの3日間は、議案調査のため休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回3月6日も午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時04分散会